川崎市男女共同参画センター 女性総合相談事業

委託者募集要項

川崎市男女共同参画センターでは、女性に対する人権侵害を防止することを主とし、女性相談員が女性の立場から相談者の抱える問題の解決および自立に向けた支援をおこなうことを目的に、女性総合相談事業(以下「相談事業」という。)を実施しています。

川崎市より川崎市男女共同参画センターの指定管理者(指定管理期間:平成23年4月1日 ~平成28年3月31日)として指定されているTEPCOパブリックサービス(代表者:株式会社キャリアライズ代表取締役社長 山田啓文)は、川崎市男女共同参画センターにおける円滑かつ質の高い相談事業を実施するため、同業務の一部(電話相談、面接相談の一般面接相談)を実施・運営する委託者を募集します。

1. 目的

相談事業は、「男女平等かわさき条例」(平成13年6月29日条例第14号)第7条第2項「男女平等にかかわる人権侵害に対する相談又は救済」、及び「第2期川崎市男女平等推進行動計画」における施策3「女性に対する人権侵害防止に向けた相談・救済体制の充実」に基づき、女性相談者の問題の解決および自立に向けた支援をおこなうことを目的に実施するものです。

2. 応募資格

相談事業への応募資格として以下全ての項目を満たすことを条件とします。

- (1) 団体であること(法人格の有無は問わない)
- (2) 本要項で示す相談業務、提案内容を適切に実施できる相談員を確保していること
- (3) 本要項で示す相談業務、提案内容を適切に実施できる人員・組織体制が整っていること
- (4) 本要項で示す相談業務、提案内容を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しており、 かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
- (5) 営利、宗教の布教や政治活動を主たる目的としないこと
- (6) 電話相談業務を担う相談員が、以下のうちいずれかの資格等を有していること 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、保健師、その他豊富な相談業務経験を有するも の
- (7) 面接相談業務を担う相談員が、以下のうちいずれかの資格を有していること 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士

3. 採用団体数

採用団体は1団体とします。

4. 委託期間

委託期間は平成25年4月1日より平成26年3月31日までの1年間とします。ただし、契約満了日の3ヶ月前までに、双方いずれかから文書による更新しない旨の申し入れがない限り、さらに1年間継続するものとし、平成28年3月31日までについても同様とします。

ただし、受託者は相談業務を円滑に開始できるよう、委託期間に先立ち前委託者から業務を 引継ぐものとします。また、委託期間が終了する際には、次期委託者が円滑に相談業務を遂行 できるように業務を引継ぐものとします。

5. 受託者が実施する業務

受託者は、川崎市男女共同参画センター「女性総合相談」事業実施要領に基づき、主に次の業務を実施・運営するものとします。

- (1) 電話による相談業務
- (2) 面接による相談業務
- (3) 各種相談間の調整や連携に関する業務
- (4) 関係諸機関との調整や連携に関する業務
- (5) 相談マネージャーとの調整や連携に関する業務
- (6) 相談記録ならびに相談主訴別件数記録の作成業務
- (7) 相談の質の向上のための研修ならびに会議等に関する業務
- (8) 上記以外の、相談事業実施要領の目的を達成するために必要となる業務

6. 業務実施•運営基準

(1) 電話による相談業務実施体制

ア 場所:川崎市男女共同参画センターが指定する施設

イ 人員:相談員2名を配置(電話回線は2回線以上)

ウ 日時:実施日は日曜日~金曜日までとし、時間は以下のとおりです。

日曜日:12時~17時月~木曜日:10時~15時 金曜日:15時~20時

※ 土曜日、祝日および年末年始期間(12月29日~1月3日)は休日です。

(2) 面接による相談業務実施体制

ア 場所:川崎市男女共同参画センターが指定する施設

イ 人員:原則として相談員1名を配置

- ウ 日時:毎月第1・3木曜日は10時~12時、第2木曜日は10時~14時とします。 (年末年始期間(12月29日~1月3日)を除く)
- (3) 相談員の配置・運営に関する事項

ア 受託者は、円滑に相談業務を実施できるよう相談員を配置するものとします。

- イ 相談マネージャーが作成する相談マニュアルに則るとともに、業務上での不明点等が あれば相談マネージャーに確認し、助言を受けるよう努めるものとします。
- (4)会議・カンファレンスへの出席および研修受講

ア 隔月1回、相談マネージャーが開催する会議に団体として出席するものとします。

イ 毎月1回、電話相談員、面接相談員は相談マネージャーが企画する相談カンファレンス・研修に出席するものとします。

(5) 守秘義務

ア 相談業務を行うにあたり、業務上知り得た内容や個人情報を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。また、相談室外への持ち出しもできません。なお、委託期間終了後も同様とします。

イ 相談業務委託契約の際には、個人情報保護に関する覚書をTEPCOパブリックサービス(代表者:株式会社キャリアライズ代表取締役社長 山田啓文)と締結するものとします。

7. 委託金額

委託金額は年間6,094,000円(税込み)を上限とします。

8. 募集スケジュール

(1) 募集期間・申込書類の受付期間

平成25年1月11日(金)~2月1日(金)

- (2) 募集説明会 平成25年1月17日(木)午後3時半~4時半
- (3) 質問書受付期間 平成25年1月11日(金)~1月18日(金)
- (4) 質問への回答 平成25年1月25日(金)
- (5) 応募者面接 平成25年2月中旬
- (6) 選定結果通知 平成25年2月下旬

9. 応募手続

9-1. 募集説明会

- (1) 日時 平成25年1月17日(木)午後3時半から午後4時半まで
- (2)場所 川崎市男女共同参画センター (川崎市高津区溝口2-20-1)
- (3) 内容 募集内容ならびに相談事業に関する説明
- (4) 申込 募集説明会参加申込書(様式7)に必要事項を記載したものを、平成25年 1月16日(水)午後5時までにE-mailまたはFAXで川崎市男女共同参画セン ターへ送付してください。

9-2. 質問書受付

(1) 質問の方法

質問書(様式8)に必要事項を記載したものを、平成25年1月18日(金)午後5時までにE-mailまたはFAXで川崎市男女共同参画センターへ送付する。

(2) 質問への回答

平成25年1月25日(金)を目途に、質問者からの質問に対する回答書については、 質問を集約したものを応募者全員に送付します。(1月25日(金)を過ぎても回答書が 届かない場合は、川崎市男女共同参画センターに確認の連絡をお願いします。)

なお、回答書は、本要項と一体のものとして同様の効力を有するものとします。また、 意見の表明と解されるもの、質問の内容によっては、回答しないことがあります。

9-3. 提出書類

(1) 必要な書類

申込団体は、以下の書類を一式として提出してください。 $7 \sim 9$ の書類は申込団体の様式により提出してください。

新設団体は、「7. 団体の定款」の代わりに団体の規則等を含む組織概要を、「8. 財務諸表」 の代わりに平成23年度財務計画を提出してください。

なお、提出書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

- 1. 女性総合相談事業委託者申込応募書(様式1)
- 2. 団体の概要(様式2)
- 3. 面接相談業務従事予定者に関する略歴書(様式3)
- 4. 電話相談業務従事予定者に関する略歴書(様式4)
- 5. 事業実施の概要と提案(様式5)
- 6. 経費見積書(様式6)
- 7. 団体の定款
- 8. 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)等団体の財務状況が分かる資料(直近のもの)
- 9. 必要に応じて団体概要の補足資料

(2) 提出部数

3部(うち2部は写しで結構です。)

9-4. 提出期限・提出先

(1)提出期限

平成25年2月1日(金)17時(必着)

(2) 提出方法

郵送または直接持参 (E-mail、FAX での応募は受け付けません。)

※ 郵送の場合は、書留でお送りください。

(3) 提出先

川崎市男女共同参画センター

〒213-0001 川崎市高津区溝口2-20-1

電話:044-813-0808 FAX:044-813-0864

※ 当センターへの到着確認の連絡をもって申込受付が完了したものとします。

10. 審査方法

- (1) 委託団体の審査は、審査委員会を設置し、書類審査、面接審査により行います(審査は非公開)。なお、面接日時等の詳細については別途通知します。
- (2) 結果は、審査後、各応募者に書面にて通知します。

1 1. 審査基準

審査にあたっては、主として以下の全ての事項を基準として評価、選考します。

- (1) 団体に関する基本的事項について
 - ・応募団体は、相談業務を実施・運営できる経営基盤を有しているか
 - ・応募団体は、相談業務を実施・運営できる適正な団体構成となっているか
 - ・個人情報保護についての考え方は適切であるか
- (2) 相談事業の運営体制について
 - ・円滑に相談業務を運営できる十分な相談員数が確保されているか
 - ・相談員は女性総合相談に対応できる資格および資質を有しているか
 - ・相談員の資質・能力向上等、育成のための方針は適切であるか
 - ・相談員の確保および配置についての考え方は適切であるか
- (3) 相談事業の理解と実施手法について
 - ・関連する条例や行動計画等に沿った事業内容であるか
 - ・本センター相談事業における相談内容の理解は適切であるか
 - ・相談者に必要かつ適切な情報提供を行うための方策が提案されているか
 - ・関係者や関係機関との連携についての理解は適切であるか
 - ・トラブル、問題の予防ならびに発生時の対応についての考え方は適切であるか
- (4) 経費見積書の妥当性について
 - ・経費算定は適切かつ妥当なものであるか

12. 担当

川崎市男女共同参画センター

〒213-0001 川崎市高津区溝口2-20-1

電話:044-813-0808 FAX:044-813-0864

E-mail: scrum21@scrum21.or.jp

以上